

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、昭和〇年〇月〇日から昭和〇年〇月〇日までは、A所在のB会社工場において、同月〇日から昭和〇年〇月〇日まではC所在の同社D工場において、約22年間、石綿セメント管の製造に係る機械設備・電気設備の点検及び修理業務に従事していた。

被災者は、平成〇年〇月〇日、E医療センターに受診し、「肝細胞癌、横隔膜転移、塵肺（アスベスト）」と診断され、療養していたところ、平成〇年〇月〇日、自宅において死亡した。死亡診断書によれば、直接死因は「肝臓癌」、直接死因の原因「不詳」、死因の種類「病死及び自然死」とされている。

請求人は、被災者の死亡は石綿にばく露したことが原因であり、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、被災者の死亡は石綿ばく露が原因である旨主張するので、検討すると、次のとおりである。

(2) F医院G医師作成の死亡診断書によれば、直接死因「肝臓癌」とされているところ、請求人は、被災者は長年石綿ばく露作業に従事しており、被災者の横隔膜の悪性腫瘍は中皮腫ではないかと考えている旨述べている。

この点、H医師は、平成〇年〇月〇日付け診断（意見）書において、被災者の傷病名について「肝細胞癌、横隔膜移転、塵肺（アスベスト）」と所見し、「他のDr.にも相談、肝及び横隔膜腫瘍は中皮腫否定的で肝細胞癌と考える。」と述べており、また、同医師は、平成〇年〇月〇日監督署受付の意見書において、肝細胞がんの原発巣について「肝臓」と述べている。さらに、地方労災医員は、同年〇月〇日付け意見書において、「肝腫瘍と横隔膜腫瘍との詳細な生検レポートから肉腫様癌との診断であり、中皮腫とは言えない。」と述べている。

(3) 当審査会において、上記医師の意見を踏まえ、改めて、E医療センターの診療録を精査したところ、平成〇年〇月〇日の所見に「塵肺の既往があることからアスベストによる中皮腫も考えられる」との記載が認められるが、同年〇月〇日の所見には「I大学J教授にコンサルトしたので報告します。中皮腫は否定的で、分化の低いHCCを考えたいが、それも否定的であること。」と記載されており、さらに、同月〇日病理組織検査報告によれば、「（再度の組織診

断の結果) 前回と同様、中皮腫を支持する所見ではない。」とされており、結論として、被災者の横隔膜の悪性腫瘍は、原発性の肝細胞がんであると診断されている。

- (4) 上記診療録の内容等に鑑みると、上記各医師の所見は妥当であり、当審査会としても、被災者は、原発性の肝細胞がんを発症し、死亡に至ったものであると判断する。

そうすると、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、被災者の肝細胞がんは石綿との関連が明らかな疾病であるとは言えず、他に、被災者の死亡と石綿ばく露との医学的因果関係を明らかとする医学的見解も認められないことから、被災者の死亡は、業務上の事由によるものとは認められない。

- (5) なお、再審査請求代理人は、上記書面において、証拠として、平成〇年〇月〇日付けK研究所J医師作成の「再病理診断書」を添付しているところ、同診断書によれば、医師の所見は中皮腫に否定的であることが認められる。

- 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。